

1-1. 最善の利益(Reg BI)

前頁図表の「顧客本位タスクフォース」第2回(2022年10月24日開催)に「『**現在も、法令上の義務として『適合性の原則』があるが、それだけでは限界があるのではないか**』、『顧客本位の業務運営の原則を法令上の義務として定めるべきではないか』といった意見もいただいたが、具体的にどのような措置を講じていくことか考えられるか。」(下線は当コラム筆者)とある。また、「顧客本位タスクフォース」第3回(2022年11月7日開催)には「『顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の**最善の利益を**図るべきである。』といった規定を金融サービスの提供に関する法律や金融商品取引法に置くことにより、『原則』が対象とする金融事業者全体による**顧客・最終受益者の最善の利益を**図る**取組みを**一步踏み込んだものとするを促すことについてどのように考えるか。」(下線は当コラム筆者)とある。

適合性の原則より一步踏み込んだ規定やルール等具体策が検討されている。米国には、適合性ルール/suitability rule より厳しく「適合性プラス/suitability-plus」と言われる米 SEC/証券取引委員会「最善の利益規制/レギュレーション・ベスト・インタレスト/Regulation Best Interest/Reg BI(レグ・ビー・アイと読む)」(2019年9月10日施行 2020年6月30日遵守がある(2022年10月11日付日本版ISAの道 その366「米国と英国の『顧客本位の業務運営』」～ <https://www.am.mufg.jp/text/oshirase.221011.2.pdf>)。2022年11月7日開催の「顧客本位タスクフォース」(第3回)でも、坂勇一郎氏、松元暢子氏、沼田優子氏、中桐啓貴氏(オブザーバー)が Reg BI について言及している(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kokyakuhoi_tf/siryou/20221107.html)。

Reg BI で禁じられている例(一部は予想)は下記の通り(根拠等は2022年10月11日付日本版ISAの道 その366「米国と英国の『顧客本位の業務運営』」～ <https://www.am.mufg.jp/text/oshirase.221011.2.pdf>)。注意として Reg BI は SEC が個々の事例ごとに違反と見なす場合に民事制裁金/penalty(日本で2005年4月から開始された課徴金に相当)を課す「**執行(enforcement)による規制**」であり、ブローカー・ディーラー(証券会社)や投資アドバイザー(投資顧問業者)の法務担当者は SEC の検査・ガイダンス・執行動向を見て、何が違反となるのかを予想、社員に遵守を徹底していく必要がある。

- ✓ **ハイールド債、私募証券、変額年金、非上場投資信託、レバレッジドおよびインバース上場投資信託など潜在的に高リスクで高コストな商品を公認投資家/accredited investors 以外に販売する事が禁じられている。** 
- ✓ **限定的な期間で特定の証券もしくは特定の種類の証券を販売する事をベースにした営業コンテスト/sales contests や販売割当/sales quotas(日本のノルマ/norma～ロシア語～)、賞与や賞品が禁じられている。**
*2022年11月7日開催の「顧客本位タスクフォース」(第3回)で松元暢子氏が言及している。
- ✓ **“回転売買/チャージング”、“リバース・チャージング(取引がほとんど無いのに手数料がかかる)”が禁じられている。**
- ✓ **取り扱いファンドで同じカテゴリーなのに割高なフィーのファンドに投資させ保有させる事が禁じられている。**
- ✓ **投資アドバイザー(投資顧問業者)に登録していないブローカー・ディーラー(証券会社)は“アドバイザー”と言う肩書が禁じられている。投資アドバイザーに登録しているブローカー(二重登録アドバイザー)は“アドバイザー”と言う肩書を使えるものの、会社の(コンプライアンス)オフィサー等監督責任者のいない場合は“アドバイザー”と言う肩書が禁じられている。**



Reg BI(レグ・ビー・アイ)
Regulation Best Interest
(レギュレーション・ベスト・インタレスト/最善の利益規制)

1-2. 重要情報シート(フォーム CRS)

冒頭図表の「顧客本位タスクフォース」第3回(2022年11月7日開催)に「重要情報シートにおいては、①顧客の負担コストの内、販売会社に支払われる手数料等の額または割合及びこれを対価とするサービスの内容、②組成会社や販売委託元との関係、③他の商品と比較した場合に、営業職員の業績評価上の取扱いの違い、等を記載することとされているが、その情報提供の現状をどう評価するか。また、原則4の手数料等の明確化についても^(*)、**仕組債の組成手数料や投資信託のコスト開示等について、より取組みを進めるべきとの指摘があった。情報提供を進めるべき具体的な内容やルール化についてどう考えるか。**」(下線は当コラム筆者)とある^(*)(原則4の手数料等の明確化…2021年1月15日

「顧客本位の業務運営に関する原則」改訂～ <https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210115-1.html>、<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210115-1/02.pdf>)。

日本の「重要情報シート(簡潔な重要情報提供等)」は2021年2月15日公布・施行「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」でルールが定められ(2021年2月15日付内閣府令～ <https://www.fsa.go.jp/news/r2/shouken/20210215.html>)、2021年4月27日から重要情報シートが登場し始め、2021年5月12日から金融庁が金融機関に導入を促している(2021年5月12日付金融庁「重要情報シート化」を作成・活用する際の手引きについて～ <https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210512.html>)。重要情報シートは必須ではないが、目論見書等の電子提供が出来る(米国や欧州では義務となっている)。

日本の重要情報シートの「金融事業者編」は米国の「顧客関係の概要書面/フォーム CRS/Form CRS(CRSは Customer or Client Relationship Summary の事で2020年6月30日遵守)」を参考としている(2020年5月18日付日本版ISAの道 その305「フォーム

CRS」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_200518.pdf、2021年1月15日付金融庁～

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210115-1/01.pdf>)。

ただ、「金融事業者編」は最後の「苦情・相談窓口」が米国の「フォーム CRS」最後の「誰が私(顧客)の主な担当者ですか? もし私(顧客)がこの人について懸念がある場合、私(顧客)は誰と話す事が出来ますか」に対応している程度だ。「フォーム CRS」の「あなた(投資アドバイザー)はどんな経験(ライセンス、教育や資格を含む)を持ちますか? その資格は何を意味しますか?」、「もし私(顧客)があなた(投資アドバイザー)に1万ドルの投資をお願いしたら、フィーとコストにいくら、私の為の投資にいくら向かいますか?」、「金融専門家としての懲罰の過去がある場合、あなた(投資アドバイザー)はどの様な行為に対して懲罰がありましたか?(投資顧問業者が顧客に提供するADVブローシャー/ADV brochureでは開示する必要がないがフォーム CRSでは開示される)」などは、日本の重要情報シートではほぼ含まれていない(後述する個別商品編に含まれる可能性はあり、2020年5月18日付日本版ISAの道 その305「フォーム CRS」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_200518.pdf)。

一定の投資性金融商品の販売・販売仲介に係る「重要情報シート」フォーマット (例) (金融事業者編)

1. 当社の基本情報 (当社がお客様に金融商品の販売[又は販売仲介]をする者です)

社名	
登録番号	
加入協会	
当社の概要を記したウェブサイト	

2. 取扱商品 (当社がお客様に提供できる金融商品の種類は次のとおりです)

預金 (投資性なし)	預金 (投資性あり)
国内株式	外国株式
円建債券	外貨建債券
特殊な債券 (仕組債等)	投資信託
ラップ口座	ETF、ETN
REIT	その他の上場商品
保険 (投資リスクなし)	保険 (投資リスクあり)
これら以外の商品	

3. 商品ラインナップの考え方 (商品選定のコンセプトや留意点は次のとおりです)

--

4. 苦情・相談窓口

当社お客様相談窓口	
加入協会共通の相談窓口 (〇〇)	
金融庁金融サービス利用者相談室	0570-016811 (03-5251-6811)

※ 各窓口の詳細は契約締結前交付書面のPOに記載しています。

(出所: 2021年5月12日付金融庁「重要情報シート化」を作成・活用する際の手引きについて)

米国の「フォーム CRS」は顧客関係に深く突っ込んだもので、Reg BIと同じ2020年6月30日遵守にもかかわらず(2020年6月30日までにWebサイトに掲載する必要)、不履行で2022年2月に罰金を払った投資顧問会社が6社、ブローカーディーラーが6社もいた(2022年6月6日付ThinkAdvisor「SEC Fines Another Advisory Firm for Form CRS Failures」～ [https://www.thinkadvisor.com/2022/06/06/sec-](https://www.thinkadvisor.com/2022/06/06/sec-fines-another-advisory-firm-for-form-crs-failures/)

[fines-another-advisory-firm-for-form-crs-failures/](https://www.thinkadvisor.com/2022/06/06/sec-fines-another-advisory-firm-for-form-crs-failures/))。

1-3. 重要情報シート(UCITS KIID、PRIIPs KID)

日本の重要情報シートの「個別商品編」は欧州の UCITS KIID(ユーシッツ・キッドと読む)/Key Investor Information Document/重要投資家情報書類および PRIIPs KID(プリップス・キッドと読む)/Key Information Document/重要情報書類を参考としている(2021年3月22日付日本版 ISA の道 その330「欧州資産運用業界最新動向」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_210322_2.pdf、2021年1月15日付金融庁～ <https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210115-1/01.pdf>)。UCITS KIID は 2 ページ以内(の A4)、PRIIPs KID は 3 ページ以内(の A4) で、個人投資家にも優しい文言で簡潔かつ明瞭に提供する。

一定の投資性金融商品の販売・販売仲介に係る「重要情報シート」フォーマット (例) (個別商品編)

一定の投資性金融商品の販売・販売仲介に係る「重要情報シート」フォーマット (例) (個別商品編)

1. 商品等の内容 (当社は、組成会社等の委託を受け、お客様に商品の販売の勧誘を行っています)

金融商品の名称・種類	
組成会社 (運用会社)	
販売委託元	
金融商品の目的・機能	
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	
パッケージ化の有無	(ありの場合) この金融商品は、複数の金融商品を組み合わせた商品です。これを個別の金融商品として購入することもできます。(又は購入することはできません。)
クーリング・オフの有無	クーリング・オフ (契約日から一定期間、解除できる仕組み) の適用はありません。

(質問例) ① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。
 ② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けられるのか。
 ③ この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがあるのか。

2. リスクと運用実績 (本商品は、円建ての元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります)

損失が生じるリスクの内容	運用資産の市場価格の変動による影響を受けます。
	投資先などの破綻や債務不履行による影響を受けます。
	為替相場の変動による影響を受けます。
	(その他)
(参考) 過去 1 年間の収益率	○% (注: 過去 1 年間の平均収益率は過去 1 年間の収益率)
(参考) 過去 5 年間の収益率	平均 ○% 最低 ○% (20××年○月) 最高 ○% (20××年○月)

※ 損失リスクの内容の詳細は契約締結前交付書面【交付目録見書】の P.○ に記載しています。

(質問例) ① 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
 ② 相対的にリスクが低い類似商品はあるか、あればその商品について説明してほしい。

3. 費用 (本商品の購入又は保有には、費用が発生します)

購入時に支払う費用 (販売手数料等)	
継続的に支払う費用 (信託報酬等)	
運用成果に応じた費用 (成功報酬等)	

※ 上記以外に生ずる費用をすべて詳細は契約締結前交付書面【交付目録見書】の P.○ に記載しています。

(質問例) ① 私がこの商品に○○万円を投資した時、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。
 ② 費用がより安い類似商品はあるか、あればその商品について説明してほしい。

4. 換金・解約の条件 (本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります)

この商品の償還期限は【20××年××月××日】です。【ありません。】 但し、期間更新や繰上償還の場合があります。この商品をお客様が換金・解約しようとする場合には、○○○○○ (解約手数料等) として○○○をご負担いただくほか、一定の制限や不利益が生じます。○○○の場合には、換金や解約ができないことがあります。

※ 詳細は契約締結前交付書面【交付目録見書】の P.○ に記載しています。

(質問例) ① 私がこの商品を買ったとき、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してほしい。

5. 当社の利益とお客様の利益が反する可能性

当社がお客様にこの商品を買った場合、当社は、お客様が支払う費用 (販売手数料、信託報酬等の各目録見書) のうち、組成会社等から○%の手取料を頂きます。これは○○○○○ (販売手数料) の対価です。

当社は、この商品の組成会社等との間で○○の関係があります。(又は資本関係等の特別の関係はありません。)

当社の営業職員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価される場合があります。(又は評価されるような場合はありません。)

※ 利益相反の内容とその対応方針については、「経営本位の業務運営に関する原則」の「取組方針」P.○をご参照ください。(URL)

(質問例) ① あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6. 租税の概要 (NISA、つみたて NISA、iDeCo の対象が否かもご確認ください)

※ 詳細は契約締結前交付書面【交付目録見書】の P.○ に記載しています。

7. その他参考情報 (契約にあたっては、当社 Web サイトに掲載された次の書面をよくご覧ください)

- 販売会社 (当社) が作成した「契約締結前交付書面」 (URL) <http://www/.....> (QRコード)
※ PDF 形式で掲載しています。
- 組成会社が作成した「目録見書」 (URL) <http://www/.....> (QRコード)
※ PDF 形式で掲載しています。

契約締結にあたっての注意事項等をまとめた「契約締結前交付書面」、金融商品の内容等を記した「目録見書」については、ご希望があれば、紙でお渡しします。

(出所: 2021年5月12日付金融庁「重要情報シート化」を作成・活用する際の手引きについて)

UCITS(ユーシッツ) KIID(キッド)

Key Investor Information Document for Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities

譲渡可能な証券の集合投資事業(欧州の公募ファンド)の重要投資家情報書類

PRIIPs(プリップス) KID(キッド)

Key Information Document for Packaged Retail and Insurance-based Investment Products

パッケージ型リテール投資商品及び保険ベース投資商品の重要情報書類

UCITS KIID の対象はその名の通り、UCITS (EU 登録の個人投資家向けファンド)だが、**PRIIPs KID の対象はパッケージ型リテール投資商品及び保険ベース投資商品であり、具体的にはインベストメントファンド/Investment funds(≠UCITS、AIF/オルタナティブ投資ファンド、ベンチャーキャピタルファンド/EuVECA、投資事業有限責任組合ファンド/EuSEF 等)、生命保険(死亡保険を除く)、デリバティブ、仕組債・仕組預金/Structured product and Structured deposits 等と幅広い(一般投資家向けでプロの投資家は除外)。** なお、PRIIPs KID は 2018 年 1 月から適用が開始され、UCITS KIID から PRIIPs KID への移行(統合)については EU では 2022 年 12 月まで(英国では 2026 年 12 月まで)となっている。2021 年 12 月 20 日の「改訂 EU PRIIPs KID 規制技術基準“RTS”(レベル 2)/revised EU PRIIPs KID Regulatory Technical Standard “RTS”(Level 2)」では、**デジタル KID 適応/Digital KID adaptation、持続可能な目標の開示、過去のパフォーマンス情報/past performance information、マルチオプション保険商品/multi-option insurance products の規則を変更して異なる投資間の比較をより容易にする事、移行の明確化が示された**(<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJL:2021:455:FULL&from=NL>)。

下記は左から順に EU の UCITS KIID、EU の PRIIPs KID、英国の PRIIPs KID、日本の重要情報シート(個別商品編)である。**日本の重要情報シート(個別商品編)は対象こそ「投資信託、外貨建一時払い保険、ファンドラップ、仕組債」と PRIIPs KID に近い感じもするが、それ以外は UCITS KIID (EU は 2022 年 12 月まで、英国は 2026 年 12 月まで)に近い。**

2022年10月31日現在

EU「UCITS KIID」、EU「PRIIPs KID」、英国「PRIIPs」、日本「重要情報シート」の比較

1	規制(略称)	 EUのUCITS KIID Key Investor Information	 EUのPRIIPs KID	 英国のPRIIPs KID	 日本の重要情報シート (個別商品編)
2	規制(正式名称)	ユーシッツ/欧州の 公董ファンド /譲渡可能な証券の集合投資事業 /Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities/UCITS (重要投資家情報書類 /Key Investor Information Documents/KIID)	パッケージ型リテール投資商品及び 保険ベース投資商品 /Packaged retail and insurance-based investment products/PRIIPs (重要情報書類 /Key Information Documents/KIDs)	同左	簡潔な重要情報提供等
3	完全遵守	2009年7月公布のUCITSIVから (EUは2022年12月まで、 英国は2026年12月まで)。	2023年1月から	2027年1月から	(2021年2月15日公布・施行「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」でルール)
4	対象	UCITS/ユーシッツ/EU登録の個人投資家向けファンド(バスポート付与)	インベストメントファンド/Investment funds(≠UCITS、AIF/オルタナティブ投資ファンド、ベンチャーキャピタルファンド/EuVECA、投資事業有限責任組合ファンド/EuSEF 等)、 生命保険(死亡保険を除く)、デリバティブ、仕組債・仕組預金/Structured product and Structured deposits 等(一般投資家向けでプロの投資家は除外)	インベストメントファンド/Investment funds(≠UCITS、AIF/オルタナティブ投資ファンド、ベンチャーキャピタルファンド/EuVECA、投資事業有限責任組合ファンド/EuSEF 等)、 生命保険(死亡保険を除く)、デリバティブ、仕組債・仕組預金/Structured product and Structured deposits 等(一般投資家向けでプロの投資家は除外)	投資信託、外貨建一時払い保険、ファンドラップ、仕組債
5	様式	%表示のみ	金額および%表示	金額および%表示	%表示のみ
7	計算・タイミング	実績(ex-post)	事前予測(Ex-ante) および 実績(ex-post)	事前予測(Ex-ante) および 実績(ex-post)	事前予測(Ex-ante)
9	一回限りかかるコスト(下記※1参照)	最大申込手数料%表示	推奨保有期間で年率換算%表示	推奨保有期間で年率換算%表示	販売手数料など%表示
11	継続してかかるコスト	経費率,%表示 取引関連コストの内訳なし (下記※2参照)	経費率,%表示 取引関連コストの内訳あり (下記※2参照)	経費率,%表示 取引関連コストの内訳あり (下記※2参照)	信託報酬など年率%表示(予測)
13	うち、取引関連コスト(下記※3参照)	開示義務無し	開示義務 (*継続してかかるコストに算入)	開示義務 (*継続してかかるコストに算入)	詳細は交付目録見書「ファンドの費用」を参照などのみ
15	付随コスト(下記※4参照)	開示義務	開示義務	開示義務	
17	総コスト	総コスト開示の義務無し	上記コスト全て	上記コスト全て	
19	総コストのリターンに対する累積効果(※5)	総コストの開示義務無し	コストそのものと総コストのリターンに対する累積効果をシナリオごとに開示義務	総コストのリターンに対する累積効果をシナリオごとに開示義務	-
20	年換算コスト率/RIY(下記※6参照)	-	中程度のシナリオでコストがどの位、総リターンを減らしたか	中程度のシナリオでコストがどの位、総リターンを減らしたか	-
21	パフォーマンス・シナリオ及び過去のパフォーマンス情報(下記※7参照)	過去のパフォーマンス情報の年次棒グラフ/bar chart(%付き)表示	4つの将来シナリオごとに1・3・5年の平均リターン、過去のパフォーマンス情報	4つの将来シナリオごとに1・3・5年の平均リターン	-
22	過去1年間の収益率と過去5年間の収益率	-	-	-	1年間: ○%、5年間: 平均○% 最低○% 最高○%

※1: 一回限りかかるコスト/One-off charges/One-off costs...投資を始める際に投資前に一回かかるコスト最大を開示/Entry costsや投資終了時に一回かかるコスト/Exit costs。推奨保有期間末時点までに掛かる累計コストの年換算。
 ※2: 継続してかかるコスト/On-going charges/Recurring costs...投資期間中、毎年継続して繰り返す、かかるコストで、前年のコストに基づき推計されて投資資産から徴収される経費率例: マネジメントコスト、オペレーティング・イクスペンス、取引関連コスト)。尚、継続してかかるコストを取引関連コストとその他継続してかかるコスト/Other ongoing costsに分ける場合もあるが、さらに保険コスト/Insurance costsに分ける場合もある。
 ※3: 取引関連コスト/Portfolio transaction costs per year...MIFID II と PRIIPs では+2に含まれる。有価証券等の取引に伴い発生した全てのコスト(例: 売買委託手数料/Broker commissions、売買価格に組み込まれているマークアップ/ビッド・アスク・スプレッド、印紙税、取引税、為替コスト)、**リサーチ費用/ソフトデータも含まれる。**
 ※4: 付随コスト/Incidental costs...パフォーマンスフィー/Performance fees、成功報酬/Carried interests。
 ※5: 総コストのリターンに対する累積効果...EUのPRIIPs KID ではコストそのものと総コストのリターンに対する累積効果を示す必要があり、総コストのリターンに対する累積効果は最大1年間の保有期間のゼロリターン・シナリオと1年を超える保有期間の中程度のシナリオに適用する必要がある。英国のPRIIPs KID は総コストのリターンに対する累積効果のみを示し、「合理的で堅牢な仮定と方法論に基づく(中程度のシナリオ)の使用を要求している(EUのPRIIPs KIDの中程度のシナリオと同じ)は不明。
 ※6: 年換算コスト率/annualised Reduction in Yield/RIY...コストがどの位、総リターンを減らしたかを見るもの。中程度のシナリオ/Moderate scenarioを使い、同じシナリオでも5年もしくは6年で算出される。
 ※7: パフォーマンス・シナリオ/performance scenarios...stress scenario/緊張状態、好ましくない/unfavourable scenario、中程度/moderate scenario、好ましい/favourable scenario」と言う4つの将来シナリオごとに、1年・3年・5年、推奨保有期間等の年平均リターン/average return each year を予想する(発生確率がない)。シナリオは過去の実績値に基づいている。これについて、一般的な非仕組投資ファンド/non-structured investment fundsや、その他線形商品/other linear productsにはふさわしくないという意見が多く、2020年6月30日にESMA/European Securities and Markets Authority、欧州証券市場監督機構は「非仕組投資ファンドや、その他線形商品には過去のパフォーマンス情報/past performance informationが適当」としている。

(出所: ESAs/European Supervisory Authorities/欧州監督機構等より三菱UFJ国際投資株式会社商品マーケティング企画部が作成)

参考までに、ウェルスマネジメント英国最大手のセント・ジェームズ・プレイス/St. James's Place/SJP の MMF「SJPI Money Market GBP Fund」の PRIIPs KID を見る。 <https://www.sjp.co.uk/fund-prices/key-information-documents/investment-bond>、PRIIPs KID のサンプルは 2020 年 5 月 18 日付日本版 ISA の道 その 305「フォーム CRS」～ <https://www.am.mufg.jp/text/oshirase.200518.pdf>、SJP は 2022 年 10 月 11 日付日本版 ISA の道 その 366「米国と英国の『顧客本位の業務運営』」～ <https://www.am.mufg.jp/text/oshirase.221011.2.pdf>。 2020 年 12 月 31 日に EU 離脱を完了した英国の資産運用会社であるが、「EU と英国で投資商品を販売している資産運用会社は、EU 向け PRIIPs KID、英国向け UCITS KIID、英国向け PRIIPs KID を作成する必要がある」(2022 年 7 月 12 日付 FundEuro「Inside view: Making sense of the Priips/Ucits mess」～ <https://www.funds-europe.com/july-august-2022/inside-view-making-sense-of-the-priipsucits-mess>)ほか、欧州の金融大国で、フィデューシャリー・デューティー強化においては米国に先行する国である為(2022 年 10 月 11 日付日本版 ISA の道 その 366「米国と英国の『顧客本位の業務運営』」～ <https://www.am.mufg.jp/text/oshirase.221011.2.pdf>)。

Page 2 of 3 上段の「1 万英ポンド投資/Investment £10,000」には「Stress scenario/緊張状態、好ましくない/Unfavourable scenario、中程度/Moderate scenario、好ましい/Favourable scenario」と言う 4 つの将来シナリオごとに、1 年・8 年・15 年(推奨保有期間/Recommended holding period)の予想年率リターンが出ている(最高が緊張状態の 15 年で 9,701 英ポンド/年率-0.20%、最低が緊張状態の 1 年で 8,442 英ポンド/年率-15.58%。 **低利・高コストの為、どの様なシナリオでもマイナスとなっている。**)

Page 2 of 3 下段の「1 万英ポンド投資」には「総コスト/Total costs」と「総コストのリターンに対する累積効果/Impact on return (RIY/Reduction in Yield) per year」の 1 年・8 年・15 年(推奨保有期間/Recommended holding period)の予想年率コストが出ている(1 年 957 英ポンド/年率 9.65%、8 年 1,639 英ポンド/年率 2.28%、15 年 2,285 英ポンド/年率 1.84%)。 Page 3 of 3 の「一回限りコスト/One-off costs」の「エントリー・コスト/Entry costs」は 7% (MMF でありえないと思われそうだが、レベール・フィー・フイデューシャリー～2022 年 10 月 11 日付日本版 ISA の道 その 366「米国と英国の『顧客本位の業務運営』」～ <https://www.am.mufg.jp/text/oshirase.221011.2.pdf>) で年 0.48% (アドバイザー・チャージ 4.5% とプロダクト・チャージ 2.5% を足して出る 7% を推奨保有期間/recommended holding period 15 年で年率換算)。

後述の「RFA/Restricted Financial Advisers/限定 FA」を参照。



ウェルスマネジメント英国最大手のセント・ジェームズ・プレイス/St. James's Place/SJP の MMF「SJPI Money Market GBP Fund」の PRIIPs KID / 重要情報書類

Page 1 of 3

Key Fund Information

This document provides you with key information about this fund. It is not marketing material. It should be read alongside the Key Information Document. The information is required by law to help you understand the nature, risks, costs, potential gains and losses of this fund and to help you compare it with other products.

SJPI Money Market GBP Fund
For investments held in the St. James's Place International Investment Bond or International Trustee Bond.
ISIN: IE000478423
Date of Production: 05/04/2022

What is this product?
The Money Market GBP Fund is one of several funds available from St. James's Place. The fund aims to preserve capital, maintain liquidity for investors seeking access to their investments and provide income in excess of the Bank of England's base rate. It is a short-term money market fund and invests in high quality money market instruments issued by banks and other financial institutions. It may also hold other investments, issued by governments and very large organisations, which are consistent with its objectives. In this way, the fund can achieve diversification and can use different strategies to react to changing economic conditions.

What are the risks and what could I get in return?

The risk indicator assumes you keep the product for 15 years. The actual risk can vary significantly if you cash in at an early stage and you may get back less.

We have classified this product as 1 out of 7, which is the lowest risk class. This rates the potential losses from future performance at a very low level, and poor market conditions are very unlikely to impact our capacity to pay you.

- This fund predominantly invests in cash and high quality money market instruments whose values tend to be relatively stable over time. However, the price of the fund can fall as well as rise. Key risks to understand for this fund are:
 - This fund predominantly invests in cash and money market instruments in order to reduce the risk of sharp falls in value. This means that the return will be low in periods when interest rates are low.
 - This fund can use derivatives for efficient portfolio management purposes only. These derivatives typically make up a small amount of the fund's assets.

Be aware of currency risk. You may choose to receive payments in a different currency so the final return you will get may depend on the exchange rate between the two countries. This risk is not considered in the indicator shown above.

This product does not include any protection from future market performance, so you could lose some or all of your investment.

If we are not able to pay you what is owed, you could lose your entire investment. St. James's Place International holds ring-fenced assets that match the value of your investment. This is designed to protect your investment if St. James's Place International defaults on its obligations. There is no compensation scheme for this product.

Page 2 of 3

Performance Scenarios
We are required by regulation to provide you with the performance scenarios in the table below. The calculation of these is prescribed by regulation and is derived from past performance. We do not believe that this is an appropriate way to estimate future returns and for this reason the table below should not be used to make such an estimate. Your personalised illustration shows your potential returns under different possible growth rates and you should discuss this with your St. James's Place Partner.

The table shows the money you could get back over the next 15 years, under different scenarios, assuming you invest £10,000. The scenarios shown illustrate how your investment could perform. You can compare them with the scenarios of other products. What you get will vary depending on how the market performs and how long you keep the product. The stress scenario shows what you might get back in extreme market circumstances, and it does not take into account the situation where we are not able to pay you. Your personal figures include all the costs of the product itself and includes the cost of your adviser. The figures do not take into account your personal tax situation, which may also affect how much you get back.

Scenarios	Investment £10,000	1 year	8 years	15 years (Recommended holding period)
Stress scenario	What you might get back after costs	£8,442	£9,480	£9,701
	Average return each year	-15.26%	-1.67%	-0.20%
Unfavourable scenario	What you might get back after costs	£9,047	£8,545	£8,026
	Average return each year	-9.53%	-1.95%	-1.46%
Moderate scenario	What you might get back after costs	£9,086	£8,664	£8,181
	Average return each year	-9.14%	-1.78%	-1.33%
Favourable scenario	What you might get back after costs	£9,116	£8,761	£8,339
	Average return each year	-8.74%	-1.61%	-1.20%

What are the costs?
The Reduction in Yield (RIY) shows what impact the total costs you pay will have on the investment return you might get. The total costs take into account one-off, ongoing and incidental costs. The amounts shown here are the cumulative costs of the product itself, for three different holding periods. They include potential early withdrawal charges. The figures assume you invest £10,000. The figures are estimates and may change in the future. The table shows the possible costs over time, based on the moderate performance scenario shown above. The actual costs will depend on the performance of the underlying investments.

Scenarios	Investment £10,000	If you cash in after 1 year	If you cash in after 8 years	If you cash in at 15 years
Total costs	£957	£1,639	£2,285	
Impact on return (RIY) per year		9.65%	2.28%	1.84%

When you invest with us, you pay us charges for our advice and charges for the products we recommend. The charges for our advice are 4.5% of the amount you invest and an annual charge of 0.5% a year. The charges for the product are 2.5% of the amount you invest and an annual charge of 1.75% of your total investment for the first five years, reducing thereafter to 0.25%, which will in effect be waived from year two to year five. If you decide to cash in all or part of an investment within five years of making it, we will take an early withdrawal charge of no more than 1.75% of the amount withdrawn.

The effect of the above product and advice charges combined is equivalent in total to a 2.23% annual management charge for the first five years reducing to 0.75% thereafter, together with an early withdrawal charge which will apply if you withdraw your investment in the first five years on a reducing scale (7% in year's one and two, reducing to 1.75% in year five). This is equivalent to the advice and product charges above and not in addition to them.

In addition to the annual charges, any transaction costs and the costs of managing and maintaining the investments are charged to the fund daily and are reflected in the prices of the fund. These costs include the fee paid to the fund manager and various other costs (such as audit fees, custody fees, VAT etc). These are also included in the total costs.

There is a bond charge, currently £3.29 (which represents 0.4% a year on an investment of £10,000) which we deduct from the value of your bond every month. This is included in the figures above.

Page 3 of 3

This table shows the impact on return per year of each cost category over the 15 year recommended holding period

Cost Category	Cost Category	Impact on return per year
One-off costs	Entry costs	0.48%
	Exit costs	N/A
	Portfolio transaction costs	N/A
	Ongoing costs	
Ongoing costs	Other ongoing costs	1.36%
	Performance fees	N/A
Incidental costs	Carried interests	N/A

The table above shows the impact each year of the different types of costs on the investment return you might get at the end of the recommended holding period and the meaning of the different cost categories. This table is based on the moderate performance scenario shown above.

Other relevant information
The latest Key Fund Information Documents are available from our website at www.sjp.co.uk/funds. For past performance of this fund, please see the fund factsheet which is available from our website at www.sjp.co.uk/funds.

「1万英ポンド投資/Investment £10,000」には「Stress scenario/緊張状態、好ましくない/Unfavourable scenario、中程度/Moderate scenario、好ましい/Favourable scenario」と言う4つの将来シナリオごとに、1年・8年・15年(推奨保有期間/Recommended holding period)の予想年率リターンが出ている。最高が緊張状態の15年で9,701英ポンド/年率-0.20%、最低が緊張状態の1年で8,442英ポンド/年率-15.58%。どの様なシナリオでもマイナスとなっている。

「1万英ポンド投資/Investment £10,000」には「総コスト/Total costs」と「総コストのリターンに対する累積効果/Impact on return (RIY/Reduction in Yield) per year」の1年・8年・15年(推奨保有期間/Recommended holding period)の予想年率コストが出ている。1年で957英ポンド/年率9.65%、8年で1,639英ポンド/年率2.28%、15年で2,285英ポンド/年率1.84%。

「一回限りコスト/One-off costs」の「エントリー・コスト/Entry costs」は年0.48%。これはエントリー・コスト7% (=アドバイザー・チャージ4.5%+プロダクト・チャージ2.5%)を推奨保有期間/recommended holding period 15年を使い年率換算したものの、
 ・「継続コスト/Ongoing costs」は年1.36%(継続アドバイスや外部ファンドマネージャーに対しての支払い)。
 ・「偶発コスト/Incidental costs」の「パフォーマンス・フィー/Performance fees」は「N/A」、
 「キャリド・インタレスト/Carried interests(成功報酬)」は「N/A」。

(出所: St. James's Placeホームページより、日本語の吹き出しは三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部)

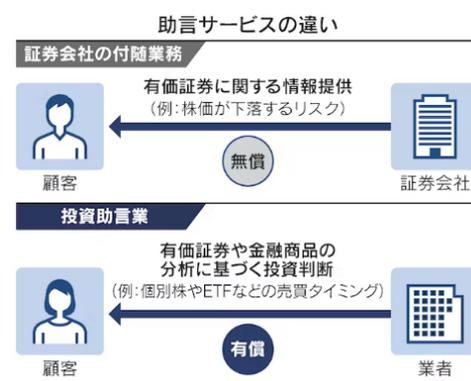
巻末の「本資料に関してご留意頂きたい事項」を必ずご覧ください。

2. アドバイザー(有償と無償、IFAとRFA)

「顧客本位タスクフォース」第2回(2022年10月24日開催)に「諸外国では、『中立的な』アドバイザーに関して、提供できる商品・サービスの範囲や、顧客からのみ報酬を得ているかどうか等の点に着目している。前回、『どのような者が“アドバイザー”と称して良いか、“独立”とは何か、日本では定義がはっきりしていない』との意見をいただいたが、こうした点を明確にしていくことについてどのように考えるか。」(下線は当コラム筆者)とある。

「諸外国では、『中立的な』アドバイザーに関して、提供できる商品・サービスの範囲や、顧客からのみ報酬を得ているかどうか」について、「顧客本位タスクフォース」第2回(2022年10月24日開催)事務局説明資料に、米英独について各々「顧客以外の第三者から得る報酬を開示」、「顧客以外からの報酬の受領を禁止」、「顧客からのみ報酬を得ているか否かを開示」とあるが、これは投資顧問業者の事である。

これについては日本でも既に進んでいる様で、「多くの証券会社が投資助言業を登録済みなのに事務面の負担が足かせとなり兼業登録をしていない。支店などに在籍する一般の営業員が有償サービスを提供できていないのが実情だ。金融庁は証券会社が投資助言業を兼ねやすくする環境を整えるため、意見公募を経て、早ければ年内にこの金商法の内閣府令を改正する。欧米と同様に証券会社が報酬という対価を得やすくなれば、質の高い投資助言サービスを実現させられるとみている。具体的には、投資助言業の登録申請書に載せる投資判断を行う職員名の記載を省略できるようにする。変更があった場合の届け出も不要になる。個々の助言に関わった職員名を記録しておく必要はあるが、契約者に交付する書面を部署名で代替できるようにする。さらに兼業する証券会社には適切なリスク管理や利益相反の解消ができていないことを条件に、証券担保ローンを含む金銭や有価証券の貸し付けを認める。証券担保ローンは証券会社にとって収益源のひとつとなっており、大手を中心に兼業をめざす動きが広がる可能性がある。…(略)…。ただ課題も残る。助言サービスを有償、無償で区別して規制することの是非だ。日本では無償の場合、顧客の利益に忠実に仕事をする忠実義務が課せられていない。一方、ドイツなど欧州連合(EU)は一部の上乗せ規制を除き、対価の有無にかかわらず同じ規制が課されている。米国でもルールは異なるが、事業者が順守する内容はほぼ同じだ。」(下線は当コラム筆者)などと報じられている(2022年10月24日付日本経済新聞「証券会社、助言ビジネス参入しやすく 兼業規制緩和へ」～ <https://www.nikkei.com/article/DGYZQ0UB206GR0Q2A021C200000/>)。



米国でも忠実義務が課せられていない無償サービスがある。それは「ブローカー・ディーラー(証券会社)のアドバイザー・サービス(投資助言)のパフォーマンスが、ブローカー・ディーラーとしてのビジネスに単に付随的/solely incidentalで、かつ、特別の報酬/special compensation for their advisory servicesを受けない場合」である。この場合、ブローカー・ディーラーは投資アドバイザー(投資顧問業者/RIA)の定義からの除外対象/Exclusionsとなり、金融商品取引業に該当しない無償の付随業務で投資判断の参考として無料情報提供が出来る(2022年1月31日付日本版ISAの道その350「アドバイスの付加価値」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshrase_220131_2.pdf)。逆に、単に付随的でなく、特別の報酬を受ける場合、ブローカー・ディーラーは投資顧問業者(RIA/Registered Investment Advisers)として行動する必要がある。この場合、(米国のフィデューシャリー・デューティー強化の大きな原因となってきた)401(k)など企業型確定拠出年金等の資金をIRA/Individual Retirement Account/個人退職勘定等へ移換/ロールオーバー/rolloverするよう推奨する場合、アドバイザーが顧客以外の第三者(ミューチュアルファンド/mutual fundsなど)から支払い(販売手数料/commissions、日本の信託報酬・販売会社分/代行手数料に相当する12b-1フィー/12b-1 fees、キックバックに相当するレベニュー・シェアリング/revenue sharing、原価に利潤を加減するマークアップ・マークダウン/mark-ups and mark-downs)を受け取る際、「禁止取引の適用除外規定/Prohibited Transaction Exemption/PTE2020-02」(DOL FDルール・PTE)の充足をすれば可能となる(詳しくは2022年5月16日付日本版ISAの道その356「米国の新しい最善の利益規制」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshrase_220516_2.pdf)。

英国では「IFA/Independent Financial Adviser/独立 FA」と「RFA/Restricted Financial Advisers/限定 FA」を明示する事が義務付けられ、**IFA は全ての個人向け金融商品かつ全てのプロバイダーを対象に顧客のニーズと目的に合う金融商品を公平に選んで推奨する独立アドバイザーで、そうでない場合が RFA である。RFA は特定会社の商品だけを推奨する場合に当てはまるが、複数の商品を推奨しても全てではない場合や、年金保険ばかりを推奨する場合にも当てはまる。この場合、RFA は「Independent/独立」としてアドバイスは出来なくなる**(2019年3月18

日付日本版 ISA の道 その 259「米国 IFA から考える日本版 IFA の道」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_190318.pdf、2022年10月11日付日本版 ISA の道 その 366「米国と英国の『顧客本位の業務運営』」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_221011_2.pdf)。

「どのような者が“アドバイザー”と称して良いか、“独立”とは何か、日本では定義がはっきりしていない」について、米国は先述のレギュレーション・ベスト・インタレスト/Reg BI および「フォーム CRS/Form CRS」にある通り。英国は「顧客本位タスクフォース」第 2 回(2022年10月24日開催)の事務局説明資料にある通り(「ご議論いただきたい事項」以外だが)、**「投資助言が次のいずれであるか『独立した助言(全ての個人向け金融商品を顧客への選択範囲)』か『制限された助言(特定の商品のみを顧客への選択範囲)』」、「制限された助言を行う者(Restricted Financial Advisers(RFA))とは、①特定の販売者と協働し、その商品のみを考慮する者、②限られた販売者の商品しか助言できない者、③すでに顧客が保有している可能性のある既存の商品について評価できる能力がない者、などが挙げられる。」**である(2022年3月7

日付日本版 ISA の道 その 352「日米英のファイナンシャル・アドバイザー」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220307_3.pdf)。英国では IFA/独立 FA というアドバイザーとなれば、厳格に独立性・中立性を求められるが、RFA/限定 FA になれば購入時手数料など柔軟な報酬が可能となる(2022年10月11日付日本版 ISA の道 その 366「米国と英国の『顧客本位の業務運営』」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_221011_2.pdf)。



独立 FA と限定 FA

IFA and RFA

Independent Financial Adviser and Restricted Financial Advisers

3. 年金(フォーム CRS)

「顧客本位タスクフォース」第 3 回(2022年11月7日開催)に**「金融事業者のほか、年金制度の関係者等もその対象に加えることにより、広くインベストメント・チェーンに関わる者を対象として、顧客本位の業務運営に向けた取組みの1層の横断化を図ることについてどのように考えるか。」**(下線は当コラム筆者)とある。

日本の重要情報シート「金融事業者編」は米国の「フォーム CRS(先述)」を参考とするが、これは Reg BI(先述)と共に 2019年9月10日施行・2020年6月30日遵守の SEC「投資アドバイス改革パッケージ/investment-advice reform package」の一部で(Item 1: Reg BI, Item 2: フォーム CRS, Item 3: 投資アドバイザーの行為基準に関する解釈, Item 4: ブローカー・ディーラーの「単に付随的」要件の解釈、詳細は 2019年6月10日付日本版 ISA の道 その 268「米国金融規制最新動向」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_190610.pdf)、**フォーム CRS は 1934年証券取引所法/Securities Exchange Act of 1934 のルールだけではなく 1940年投資顧問法/Investment Advisers Act of 1940 のルール**である(2019年6月10日付日本版 ISA の道 その 268「米国金融規制最新動向」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_190610.pdf)。 **職域退職プラン(401k等)からアドバイザーが預かる個人型確定拠出年金/Individual Retirement Accounts/IRA への移換もしくはロールオーバーの推奨等を上記規制に含める為に投資顧問法のルールにもなっている。** 後述する英 MaPS も米 FLEC も年金を対象に含めている。

日本でも、年金制度の関係者等もその対象に加えることは、2022年6月7日の資産所得倍増プランで**「iDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革やその子供世代が資産形成を行いやすい環境整備等を図る」と**あつた事に一致する事である(2022年6月13日付日本版 ISA の道 その 358「資産所得倍増プランに『iDeCoの改革や子供世代が資産形成を行いやすい環境整備』!」～

https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220613_2.pdf)。

4. プロダクトガバナンス(PRIIPs)

「顧客本位タスクフォース」第3回(2022年11月7日開催)に「適切な商品選択に資する**想定顧客属性**や費用といった商品性の情報提供、運用会社等自身のガバナンスの確保が重要とされ、『原則』の見直しや必要な取組みについての制度整備を検討すべきとされた。資産運用会社等の**組成・管理者を巡る**こうした課題及び**諸外国の事例**等も踏まえ、『原則』の見直しを含めた今後の具体的な取組みのあり方やその他制度整備の必要性についてどのように考えるか。」(下線は当コラム筆者)とあり、「**プロダクトガバナンスに関連する海外制度**」として「**欧州では、パッケージ型商品の比較可能性及び透明性を確保して**プロダクトガバナンスの向上を図る**目的で2014年にPRIIPsレギュレーションが制定された。投資信託、仕組商品、投資性保険等のパッケージ商品について、**組成会社が商品特性(想定顧客属性も含む)、リスク・リターンや顧客が負担するコスト等を簡易な資料で開示するよう求められている。****」(下線は当コラム筆者)とある(2022年3月29日金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第16回事務局説明資料～https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market-system/siryou/20220329.html)。 **プロダクトガバナンスと、先述のPRIIPsとは関係が深い。** 2022年11月7日開催の「顧客本位タスクフォース」(第3回)でも、神田秀樹氏と佃秀昭氏が欧州プロダクトガバナンス規制について言及している(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kokyakuhoni_tf/siryou/20221107.html)。 MiFIDII プロダクトガバナンス規制/MiFID II product governance requirements(2020年6月22日付日本版ISAの道 その309「日本版資産運用業高度化の道」～https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_200622.pdf、2021年3月22日付日本版ISAの道 その330「欧州資産運用業界最新動向」～https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_210322_2.pdf)の**想定顧客属性関連は下記の通り。**

- ✓ **資産運用会社は適切かつ相応な方法で潜在顧客属性の特定/Identification of the potential target market をしているか。 ここには金融商品にかかるコストと手数料の徴収法、リスクリターン・プロファイル(情報)、流動性、革新的な特徴を含む(一回限りかかるコスト、継続してかかるコスト、付随コスト/Incidental costs…パフォーマンスフィー/Performance fees、成功報酬/Carried interests～先述のPRIIPs KID 参照)。**
- ✓ **資産運用会社と販売会社がどの様にターゲット市場と販売戦略/target market and distribution strategy を特定して定期的に見直しているか/How manufacturers and distributors identify and periodically review。 資産運用会社と販売会社の間で何の情報交換/exchange of information between manufacturers and distributors をしているか。 それほどの様な頻度か。**



5. リテラシー(MaPSとFLEC)とデジタル化と重要情報シート(Digital KID)

リテラシーについては、「顧客本位タスクフォース」第3回(2022年11月7日開催)事務局説明資料にあった英マネー・ペンション・サービス/Money and Pensions Service/MaPSと米金融リテラシー教育委員会/Financial Literacy and Education Commission/FLECが参考になると思われる(英MaPSも米FLECも年金を対象に含めている。英MaPSと米FLECの詳細は2022年9月12日付日本版ISAの道 その364「金融リテラシー(米FLECと英MaPS)」～https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_220912_2.pdf)。 2022年7月20日に日本証券業協会が出した「資産所得倍増プランへの提言」には「日本版MaPS」として提案されている(http://www.jfsa.or.jp/about/teigen/shotokushimuplan_index.html)。



英 MaPS

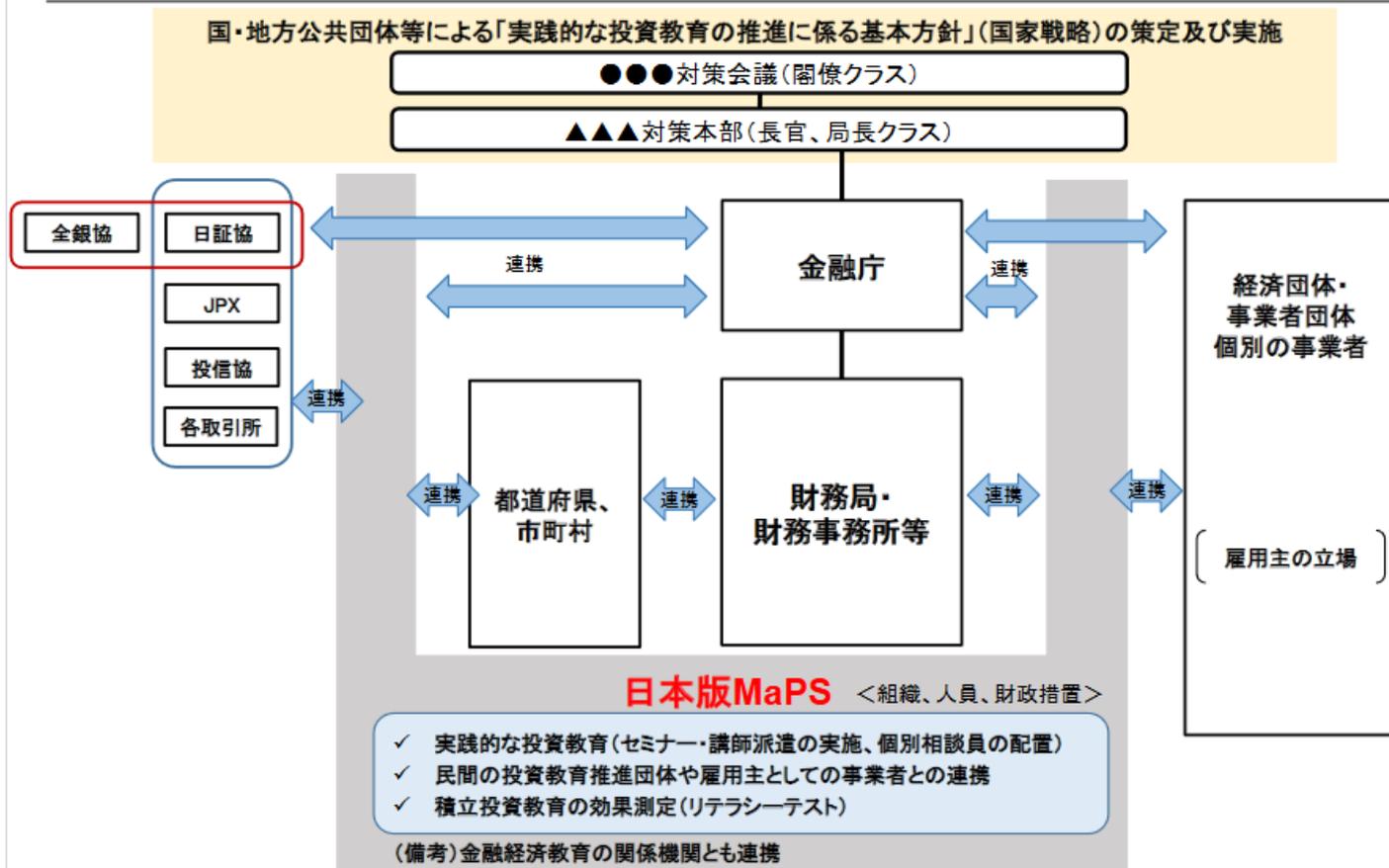
Money and Pensions Service
(マネー・ペンション・サービス)



米 FLEC

Financial Literacy and Education Commission
(金融リテラシー教育委員会)

1. (2)②積立投資教育に特化した日本版MaPSイメージ



97

(出所: 2022年7月20日付日本証券業協会「資産所得倍増プランへの提言」p.97)

デジタル化と重要情報シートについて、「顧客本位タスクフォース」第3回(2022年11月7日開催)には「重要情報シートについて、重要な情報を簡潔に分かりやすく提供するという趣旨に照らし、更なる改善が期待されるとされたが、デジタルツールを効果的に活用し、充実した情報が分かりやすく提供されるようにしていくため、どのような取り組みが必要か。」(下線は当コラム筆者)とある。

先述通り、2021年12月20日の「改訂 EU PRIIPs KID 規制技術基準“RTS”(レベル2)でデジタルでの開示、持続可能な目標の開示、過去のパフォーマンス情報、マルチオプション保険商品の規則を変更して異なる投資間の比較をより容易にする事、移行明確化をする事が示された(<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJL20214551F&from=NL>)。「顧客本位タスクフォース」第3回(2022年11月7日開催)でも支持する意見が多かったが、欧州の様な「デジタルでの開示/Digital KID adaptation」、「デジタル・バイ・デフォルト/digital by default(原則デジタル化)」が日本でも拡大する可能性がある(2022年9月6日付大和総研「EUにおけるリテール投資家への情報提供のあり方の検討:①デジタルツール活用編」~ https://www.dlr.co.jp/report/research/law-research/securities/20220906_023257.html)。

以上

三菱UFJ国際投信【投信調査コラム】日本版ISAの道 バックナンバー：
「各年… <https://www.am.mufg.jp/market/report/investigate.html>」、
「2013年2月1日付日本版ISAの道 その1から一気に見る/検索する…
<https://www.am.mufg.jp/smp/market/report/investigate.html>」もしくは
Google等で「投信調査コラム」もしくは「日本版ISAの道」と検索。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡す最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。



三菱UFJ国際投信

三菱UFJ国際投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会